

石川県公報

平成 29 年 12 月 22 日

第 13066 号（金曜日）

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	○入札公告 (行政経営課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	2	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課)	7
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2	公安委員会	
○都市計画の変更 (都市計画課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	9
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	3	選挙管理委員会	
		○政治団体の届出の公表	10
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	11
		○政治団体の解散の届出の公表	11
		○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	12

告 示

石川県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	新	鳳珠郡穴水町字川島タの38番地	平成29年 11月15日
	旧	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	

石川県告示第557号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	新	鳳珠郡穴水町字川島タの38番地	平成29年 11月15日
	旧	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	

石川県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770300802	株式会社 寿	デイサービスNOA 小松市八幡口42番地9	通所介護	平成29年 11月2日
1772200042	株式会社 武田商事	ケア・サンエスたけだ 白山市四日市町13番地5	特定福祉用具販売	平成29年 11月9日
1770600417	医療法人社団 きだ整形外科クリニック	デイサ花花 加賀市柴山町ち91番地	通所介護	平成29年 11月22日

石川県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770300802	株式会社 寿	デイサービスNOA 小松市八幡口42番地9	介護予防通所介護	平成29年 11月2日
1772200042	株式会社 武田商事	ケア・サンエスたけだ 白山市四日市町13番地5	介護予防福祉用具貸与	平成29年 11月9日
〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃
1770600417	医療法人社団 きだ整形外科クリニック	デイサ花花 加賀市柴山町ち91番地	介護予防通所介護	平成29年 11月22日
1772200489	株式会社 サンウェルズ	デイサービス太陽のひだまり富光寺 白山市富光寺町14番地	介護予防通所介護	平成29年 12月1日

石川県告示第560号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番2	平成29年11月28日	平成32年11月27日

石川県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
七尾都市計画道路 3・4・18号外環状線	七尾市大田町レ、大田町99、大田町210、大田町100、大田町101、大田町103、大田町104、大田町105、大田町107、大田新町ニ、佐味町ホ、佐味町ニ、佐味町ハ、佐味町ロ、佐味町イ、佐味町森山、佐味町30、佐味町タ、万行町7、万行町8、万行町76、万行町11、万行町6、万行町12、万行町13、万行町17、万行町16、万行町15、矢田町1号、矢田町カ、矢田町2号、矢田町ヨ、矢田町オ、矢田町レ、矢田町ノ、矢田町ウ、矢田町3号、矢田町4号、本府中町エ、本府中町コ、本府中町ム、天神川原町タ、天神川原町ハ、天神川原町ロ、天神川原町ホ、天神川原町ヲ、藤野町イ、古府町た、古府町よ、古府町か及び古府町わの各一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課

石川県告示第562号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成30年3月26日から施行する。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行増泉支店の項中「金沢市増泉4丁目」を「金沢市長土堀3丁目」に改める。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
パソコン機器等借上 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札仕様書による。
- (3) 借上期間
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
- (4) 設置場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入

札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成29年石川県告示第184号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付

- (3) 入札書の交付期間
平成29年12月22日（金）から同月28日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

平成30年1月19日（金）午後2時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎1001会議室（入札後、即時開札する。）

5 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。なお、契約担当者から当該書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 調達役務の名称及び数量
ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1）一式

イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その 2） 一式

ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期限

平成31年 3 月31日

(4) 履行場所

金沢市鞍月 1 丁目地内

(5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 平成29年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成29年石川県告示第185号）に基づき、競争入札参加者資格の審査において A の等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること。

(4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから 1 時間以内に清掃に着手できるものであること。

(5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で 1 名以上配置できる者であること。

(6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を平成27年 1 月 1 日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に 2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成30年 1 月19日（金）午後 5 時までに 4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ

電話番号 076-225-1261

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成30年 1 月26日（金）午後 5 時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

平成30年 2 月 6 日（火）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(5) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成30年 2 月 6 日（火）午後 2 時

1(1)イ 平成30年 2 月 6 日（火）午後 2 時30分

1(1)ウ 平成30年 2 月 6 日（火）午後 3 時

石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、すでに競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、4(1)の場所で随時受け付けている。

(4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services required

① Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1) 1 set

② Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2) 1 set

③ Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters) 1 set

(2) Due Date

31 March 2019

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

(4) Time limit of tender

Noon 6 February 2018

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

TEL 076-225-1261

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成29年12月5日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本咳嗽学会

3 代表者の氏名

藤村 政樹

4 主たる事務所の所在地

七尾市松百町八部 3 番地 1 独立行政法人国立病院機構七尾病院

5 定款に記載された目的

この法人は、医療関係者に対して、咳嗽診療の向上と啓発に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 28 年 12 月 27 日公表。以下「石川県計画」という。）の全部を平成 29 年 12 月 14 日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成 27 年の生産量で 6.6 万トン（全国第 17 位）、生産額は 200 億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約 3 千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源水準の状況を見ると、低位が 4 から 5 割、高位が 2 割程度、残りが中位となっている。各資源の状況は年により変化しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 29 年 11 月 29 日公表。以下「基本計画」という。）により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第 2 種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資

源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第 1 種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成29年 1 月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成29年 1 月から同年12月まで 19,000トン
- (3) まさば及びごまさば 平成29年 7 月から平成30年 6 月まで 若干
- (4) するめいか 平成29年 4 月から平成30年 3 月まで 若干
- (5) ずわいがに 平成29年 7 月から平成30年 6 月まで 359トン

2 第 1 種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成30年 1 月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成30年 1 月から同年12月まで 18,000トン
- (3) まさば及びごまさば 平成30年 7 月から平成31年 6 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (4) するめいか 平成30年 4 月から平成31年 3 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (5) ずわいがに 平成30年 7 月から平成31年 6 月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定

第 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 9,200トン
定置漁業及び小型定置漁業 若干

第 4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船及びまき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）及びはえなわ（すけとうだら）漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 するめいか

5 トン未満の動力船による釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様

の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第 5 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第 2 種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成30年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 6 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

第 2 種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成30年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 7 第 2 種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第153号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2（一方通行）金沢中警察署管内の表26の項を次のように改める。

26	市道石引 2 丁目線29号	金沢市石引 2 丁目11番22号先から 金沢市石引 2 丁目11番10号先まで	約100 メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	笠舞方向から石引 2 丁目に至る方向
----	---------------	--	--------------	----	--------------	--------------------

別表第 2（一方通行）白山警察署管内の表10の項を次のように改める。

10	県道安吉松任線	白山市東一番町 1 番地先から 白山市東三番町33番地先まで	約300 メートル	6：00から 22：00まで	自動車及び原動機付自転車	石同町方向から東三番丁に至る方向
----	---------	-----------------------------------	--------------	-------------------	--------------	------------------

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表196の項を次のように改める。

196	市道粟津駅飛行場線、市道粟津駅西側線	小松市蓑輪町ヌ 5 番地 2 先から 小松市今江町 9 丁目216番地先まで	約2,700 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
-----	--------------------	---	----------------	----------------	----	------------------------

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表149に次のように加える。

149	市道	ゾーン30 (1)能美市中町ナ41番地先 (2)能美市大成町ル84番地先 (3)能美市浜開発町丁74番地2先 (4)能美市浜町ワ73番地先 上記(1)~(4)までの場所を結ぶ線で囲まれた区域内の道路（ただし、別に定める区間を除く。）	約3,890 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を除く。）
-----	----	---	----------------	----------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表411に次のように加える。

411	国道157号	白山市河内町江津己77番地1先から 白山市河内町吉岡へ63番地先まで	約1,500 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん引①②③を除く。）
-----	--------	---------------------------------------	----------------	----------------	----	-----------------------------

別表第18（駐車禁止）小松警察署管内の表29の項を次のように改める。

29	市道栗津駅西側 線	小松市符津町ナ78番地先から 小松市蓑輪町ヌ5番地2先まで	約630 メートル		終日	車両
----	--------------	----------------------------------	--------------	--	----	----

別表第1（信号機の設置場所）寺井警察署管内の表37の項を次のように改める。

37		削	除
----	--	---	---

別表第1（信号機の設置場所）羽咋警察署管内の表85の項を次のように改める。

85		削	除
----	--	---	---

別表第2（一方通行）小松警察署管内の表106の項を次のように改める。

106		削	除
-----	--	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表312、313、449及び450の項を次のように改める。

312		削	除
313		削	除
449		削	除
450		削	除

別表第11（最高速度の指定）小松警察署管内の表87及び195の項を次のように改める。

87		削	除
195		削	除

別表第11（最高速度の指定）寺井警察署管内の表26、29及び51の項を次のように改める。

26		削	除
29		削	除
51		削	除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の

2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年12月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
希望の党石川県衆議院第3選挙区支部	近藤和也	近藤友子	七尾市川原町60-2	衆議院議員	平成29年11月22日

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日
希望の党石川県衆議院第3選挙区支部	近藤和也	近藤友子	七尾市川原町60-2	近藤和也 衆議院議員	平成29年11月22日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金沢市医師連盟 谷本正憲後援会	安田健二	鍛冶恭介	金沢市高尾南3丁目18	平成29年11月28日

石川県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
谷本正憲を励ます県職OB会	西村 徹	代表者	西村 徹	杉本勇寿	平成29年10月30日
谷本正憲を励ます県職OB会金沢支部	松田 正	代表者	松田 正	保志場利博	平成29年10月30日
谷本正憲を励ます県職OB会加賀支部	朝倉幸夫	主たる事務所の所在地	加賀市動橋町ナ15-85	加賀市河原町口35-1	平成29年10月30日
		代表者	朝倉幸夫	大岡勝久	
谷本正憲を励ます県職OB会七尾鹿島支部	多賀久和	会計責任者	堀田富雄	寺本 勝	平成29年10月30日
梶文秋後援会	保下信一	代表者	保下信一	園又輝夫	平成29年11月15日

石川県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
宮 崎 ま も る 後 援 会	庄 谷 昭 一	平成29年10月29日
岡 田 憲 明 後 援 会	岡 田 憲 昭	平成29年11月2日

石川県選挙管理委員会告示第108号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年12月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

1,605人